

収益の開示についての一考察

A Study on Disclosure of Revenue

蒔 田 真 也

Shinya Makita

1. はじめに

2020年1月10日、企業会計基準公開草案第66号（企業会計基準第29号の主に開示(注記事項、表示)に関する改正案)「収益の認識に関する会計基準(案)」等（以下、まとめて公開草案とする）についてのコメントが締め切られ、コメントの募集を行った企業会計基準委員会（以下、略称のASBJとする）により、寄せられたコメント（団体13、個人3）がウェブサイト上でその後公開された。2018年3月30日に公表された企業会計基準第29号が適用される、2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首までに、注記事項の定めを検討するとしていたことを受け、2020年3月に最終基準化することを目標とし、ASBJにおいてコメントへの対応および検討が進められてきた。そして、2020年3月31日、最終的に企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（以下、改正企業会計基準第29号とする）が公表された。最終的な基準がどのような規定となったのかという点は、その理由も含め重要であると思われる。本稿は、契約資産と契約負債および残存履行義務の開示に関して、ASBJでの議論の状況やIFRS15などを参照し、寄せられたコメントの中で取り上げられた点について考察するとともに、改正企業会計基準第29号がどのような規定となったのか、公開草案から修正された点について確認している。

2. 契約資産および契約負債に関する勘定科目の決定

日本公認会計士協会（2019）は、表示に関するその他の質問について同意する意向を示しつつも、契約資産・契約負債に関して次のようなコメントを示している。

「適用指針改正案¹第 104-3 項における契約負債の貸借対照表科目の決定に際して、どのような根拠により判断するのかについて、例示等を示していただきたい。」（日本公認会計士協会 2019, 2 頁）

また、その理由として次のようにも示している。

「(中略) 企業の実態に応じて、顧客との契約に係る貸借対照表科目を決定することとされているが、特に、契約負債について、企業の実態を考慮することが、契約負債、前受金等の貸借対照表科目を決定することにどのような関係があるのか理解し難く、その貸借対照表科目決定の判断の基礎となる根拠が明確でないと考えられる。」（日本公認会計士協会 2019, 2 頁）

契約資産・契約負債について規定されているのは、会計基準改正案²第 79 項および適用指針改正案第 104-3 項であるが、前者には設例 27³の参照も示されている。設例 27 には、契約資産についての設例が示されているが、その内容としては、勘定科目の決定の判断というよりは「契約資産」と「顧客との契約から生じた債権」との違いを示したものとなっている。会計基準改正案では、それらは次のように定義されている。「契約資産」とは、企業が顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利（ただし、顧客との契約から生じた債権を除く）をいう⁴。一方で、「顧客との契約から生じた債権」とは、企業が顧客に移転した財またはサービスと交換に受け取る対価に対する企業の権利のうち無条件のもの（すなわち、対価に対する法的な請求権）をいう⁵。設例 27 は、収益科目（売上高）の相手科目として、無条件の請求権として確定していないものを契約資産とし、無条件の債権として確定した場合に債権（売掛金）とすることを示す設例となっている。適用指針改正案第 104-3 項には、これまで使用されてきた勘定科目が契約資産と契約負債の例示として示されており⁶、そのことは契約資産および契約負債を理解するための一助にな

ることは確かだと思われるものの、上述した日本公認会計士協会によるコメントにあるように、財またはサービスを顧客に移転する企業の義務に関して、企業が顧客から対価を受け取ったものまたは対価を受け取る期限が到来しているものと定義される「契約負債」⁷と「前受金」については、“企業の実態”から使い分けることは難しく説明が必要であるとの指摘は納得性が高く、議論すべき点であると思われる。

なお、この点については、一見すると原則主義である IFRS の規定をそのまま取り込んだことにより、解釈指針の公表も限定的となっていることが起因しているようにも捉えられるものの、これはそうした類の問題ではないと考える。その理由は、「契約資産」と「工事未収入金」については、“企業の実態”に応じて、つまり通常の製造業か工事契約かということに応じて勘定科目の使い分けができるからである。そのことから、この問題は日本公認会計士協会によるコメントにあるように、新たな設例もしくは用語の整理が必要となるという類の問題であると思われる。

適用指針改正案において示された例示が「前受金」ではなく、「工事前受金」もしくは「未成工事受入金」が例示として示されていたとするならば、契約資産と工事未収入金の場合のように企業の実態に応じた使い分けができるようになるのではないかと考えられる。もしくは、適用指針改正案 104-3 項は、あくまでも勘定科目の例示を示したものであり、どの勘定科目に契約負債としての性質を持たせるのか、これは契約資産の場合も同様であると考えているが、そのことを決定して明示するということによっても対応ができるのではないかと考える。少なくとも、従来までの工事契約に関する基準で使われていた勘定科目の性質は、会計基準改正案では単に金銭債権・債務を示すものではなく、あるという理解を持つ必要があるのではないだろうか。

上記の点に関しては、改正企業会計基準第 29 号第 79 項では、“企業の実態に応じて”という文言が削除されている⁸。この修正は、どのような勘定科目を契約資産・契約負債とするのかについては、企業側があらゆることを考慮して適切な勘定科目を選択できるようにするための変更であると思われる。

なお、上記の点とは直接には関係ないところではあるが、会計基準改正案第 79 項に関しては、なお書きについても次のように修正されている。会計基準改正案では「契約資産と顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に区分して表示していない場合には、それぞれの残高を注記する」と規定されていたが、貸借対照表に他の資産と区分して表示していない場合等の取扱いが必ずしも明らかではなかったとして、「契約資産と顧客との契約から生じた債権のそれぞれについて、貸借対照表に他の資産と区分して表示しない場合には、それぞれの残高を注記する。また、契約負債を貸借対照表において他の負債と区分して表示しない場合には、契約負債の残高を注記する」と修正することで明確化している。この変更は、寄せられたコメントを受けて、会計基準改正案における区分表示および注記の取扱いの明確化を行うためのものであるとしている⁹。

3. 契約資産の性質

次に、契約資産の性質に関する質問に対するコメントについてみていくことにする。日本公認会計士協会（2019）は次のようにコメントしている。

「契約資産の性質に関して、契約資産が金融資産に該当しないことを明確化することについて検討いただきたい。」（日本公認会計士協会 2019, 7 頁）

また、その理由として次のようにも示している。

「(中略) 会計基準改正案第 77 項で取扱いが明示された貸倒引当金の会計処理及び外貨換算の取扱い以外の処理（例えば、消滅の認識）の判断にばらつきが生じ、企業間の比較可能性が損なわれる可能性があるため、契約資産が金融資産に該当しないことを明確化すべきであると考えられる。また、企業会計基準適用指針公開草案第 68 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」¹⁰ 第 4 項 (1) では、「契約資産と顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目の貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、顧客との契約から生じた債権のみに対応する貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の

科目のうち、顧客との契約から生じた債権のみに対応する貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない。」とされており、契約資産相当分について時価の開示を要しないことから、契約資産が金融資産に該当しないことが前提とされていると考えられる。しかしながら、当該定めのみでは、契約資産と顧客との契約から生じた債権を貸借対照表に区分して表示している場合における、当該契約資産の貸借対照表計上額及び貸借対照表日における時価及びその差額の注記の要否が明らかでないことを鑑みると、契約資産が金融資産に該当しないことを明確化することにより、契約資産の時価の開示が不要であることを明確化すべきであると考えられる。」（日本公認会計士協会 2019, 7-8 頁）

他にも、有限責任監査法人トーマツテクニカルセンター(2020)による次のようなコメントもある。

「(中略) 契約資産を金銭債権に該当するか否かについて言及しないことにより会計基準案第 77 項で取扱いが明らかにされている一部の取扱い以外の金融商品に関する会計基準等の取扱い（例えば、四半期連結財務諸表規則第 15 条の 2（金融商品に関する注記）等）の対象になるか否かについての判断にばらつきが生じ、企業間の比較可能性が損なわれる可能性があると考えられるため、契約資産は金融商品に該当するかどうかを明らかにしていただきたい。仮に、金融商品に該当しないと整理する場合、契約資産を流動化するときの会計処理の検討に資するように、契約資産の消滅に関する考え方を明らかにしていただきたい。」（有限責任監査法人トーマツテクニカルセンター2020, 8 頁）

契約資産の性質については、公開草案の提案に同意するという意見がほとんどであるものの、上述したように、変更もしくは追加の説明を求める意見もみられた。こうしたコメントは、次のように整理できるのではないだろうか。第一の点は、契約資産の性質を明らかにすべきか、もしくは契約資産は金融資産に該当しないと明確化すべきであるかという点である。第二の点は、契約資産が金融資産に該当しないことを明らかにすることにより、時価の開示が不要であることを明確化すべきであるかという点である。第三の点は、契約資産の性質を明らかにしない、もしくは契約資産を金融資産に該当しないと整理するの

であれば、会計基準改正案第 77 項において取扱いが明らかにされている貸倒引当金の会計処理および外貨換算の取扱い以外の処理(たとえば、消滅の認識)について、追加の説明が必要であるかという点である。

第一の点および第二の点については、密接に関係していると思われるので、併せて考察していくこととする。まず、契約資産の性質を明らかにすべきか否か(会計基準改正案に示された契約資産を金融資産として明示しないとするものの是非)であるが、IFRS15 では、契約資産が金融資産に該当するか否かについて言及していない以上、会計基準改正案第 150-3 項に示されたように、契約資産を金銭債権とすることにより発生し得る意図しない帰結を回避することを可能とするためにも、同様の取扱いとすべきではないかと考える。これにより、契約資産について時価の開示が必要であるのかといった議論自体を避けることができるのではないかと考えるからである。

一方で、契約資産が金融商品ではないと明示すべきではないかということに関しては、その判断には困難が伴うのではないかと考える。契約資産の認識を考えた場合、その測定値は履行義務を充足したことによって権利の正味のポジションがプラスになることによって認識されるものであり、物品などとは異なり権利である以上、金融資産として認識されてもよいものではないかと思われる。また、契約資産は信用リスクだけでなく企業側の履行リスクも含まれていることから、通常金銭債権とは性質を異にするものではあるものの、少なくとも IFRS9 における金融資産の定義¹¹にも当てはまるのではないかと考える。そして、今回、会計基準改正案において契約資産の例示として示された「工事未収入金」についても、2 で述べたように今までとは性質が異なるものと考えられるべきではあると思われるものの、もとの性質は製造業でいえば「売掛金」であり、金融資産(金銭債権)と捉えることができる。以上のように考えると、わが国の基準においてのみ、契約資産を金融資産ではないと明言することは難しいのではないだろうか。いずれにせよ、その議論はわが国の基準の中だけで完結するものではないのではないだろうか。以上のように考えると、契約資産の性質に関して明確にせずとも、時価に関しては開示を要求しないと明確化するということも考えられるのではないかとと思われる。

次に第三の点についてであるが、たとえば IFRS9 では、金融資産の認識の中止について、リスクと経済価値アプローチ（当該資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが第三者へ移転している場合には資産の認識を中止する。このとき、企業が保有し続けている権利・義務または新たに引き受けた権利・義務があれば、これらに関する資産または負債を公正価値で認識する）を基本としつつ、支配アプローチも用いる方法を規定している。わが国の場合、金融資産の認識の中止については、財務構成要素アプローチを基本としている。この場合、財務構成要素ごとに認識の中止が判断されることになり、金融資産以外の資産として契約資産が扱われる場合とは異なるものと思われる。このように考えると、コメントにあるように、契約資産が金融資産に該当しないことを明確化する、もしくは、契約資産が金融資産であるか否かその性質を明らかにしないことを前提とする場合であっても、少なくとも契約資産の消滅といった会計基準改正案第 77 項に記載のない会計処理についても、判断の指針となる記述が追加が必要とされるのではないと思われる。

改正企業会計基準第 29 号においては、まず、第一の点について、契約資産が金融資産（金銭債権）に該当するか否かは明らかにしないことが維持されることとなった¹²。

また、第二の点については、改正時価開示適用指針案第 4 項における時価等に関する事項の注記の要否について明らかではなかったとし、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下、改正企業会計適用指針第 19 号とする）の第 20-2 項として「契約資産について第 4 項における時価等に関する事項の注記は不要であると考えられる」との記載を追加している¹³。

また、2 において既述した、会計基準改正案第 79 項なお書きの変更を踏まえ、改正時価開示適用指針案第 4 項また書きの文章を「貸借対照表において契約資産を顧客との契約から生じた債権等の金融資産と区分して表示していない場合、当該貸借対照表の科目について、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記する。ただし、当該貸借対照表の科目のうち、契約資産を除く顧客との契約から生じた債権等の金融資産について、貸借対照表

計上額、貸借対照表日における時価及びその差額を注記することも妨げない」と修正している。これにより、契約資産が含まれる貸借対照表科目の注記の方法が明確化されるとしている¹⁴。

そして、第三の点については、上述したコメントのように契約資産の消滅等に関する会計処理を明確にすべきであるとの意見を受けて、改正企業会計基準第29号第77項の記載を「本会計基準に定めのない契約資産の会計処理は金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理する。また、外貨建ての契約資産に係る外貨換算については、企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」の外貨建金銭債権債務の換算の取扱いに準じて処理する」と修正している。これにより、改正企業会計基準第29号に定めのない契約資産の会計処理は、金融商品会計基準における債権の取扱いに準じて処理されることが明確化された¹⁵。

4. 残存履行義務の開示

残存履行義務の開示も大きな論点であると思われるが、この点に関するコメントは多くはなかった。そうした中で、経団連経済基盤本部（2020）は次のように意見を述べている。

「残存履行義務に配分した取引価格は、あくまで当期末に把握している翌期以降に発生するであろう収益の額であり、翌期以降の収益およびキャッシュ・フローの額の一部でしかない。加えて、実務上の便法を適用した場合、将来の収益に関する情報が完全には開示されていないことから、将来の収益を予想する上での有用性はさらに限定的であると考ええる。また、会計情報としてシステム情報整備がなされていない当該情報を、財務情報として連結ベースで開示するためには、システム面の整備（グループ全体の実績把握、内部取引消去が可能な仕組み）が必須であり、多大なコストが発生することとなるため、コスト・ベネフィットの観点から同意しない。仮にシステム面の整備がなされたとしても、未確定の履行時期を年期別に区分する財務諸表作成者側の恣意性の排除が難しく、財務諸表作成者・監査人双方にとって、その正当性を検証する負荷が大きくなると考えるため、同意しない。」（経団連経済基盤本部 2020, 3頁）

こうした意見（指摘）は、IFRS15の作成時においても寄せられたことが次のように示されている。多くのコメント¹⁶提出者が（大部分の作成者を含む）は、こうした情報¹⁷を財務諸表において開示することを要求するという両審議会の決定に反対した。それらのコメント提出者は、次のように、さまざまな反対理由を強調した。(a) 開示が、作成と監査が困難でコストのかかるものとなる。現行の会計システムは、これらの要求されている情報（残存履行義務の充足の時期のスケージュリングに関する情報を含む）を追跡して補足するには設計されていないからである。(b) この開示で提供される情報は、誤って解釈される可能性がある。企業の事業の内容によっては、この開示が、企業の潜在的な将来の収益の比較的小さな部分集合のみを目立たせる場合もあるためである。さらに、この開示に含まれる情報は、将来の取消可能な未履行契約が開示の範囲から除外されているため、企業がこれまで受注残の開示に含めていた情報よりも少なくなる可能性がある。(c) この情報は将来予測的な性質のものと思われるので、財務諸表注記において開示されるべきではない（IFRS15.BC351）。

これに対して、残存履行義務をIFRS15と同様に注記するとした会計基準改正案においては、その理由を次のように示している。第一に、企業の将来の収益を予測するうえで有用な情報であり、第80-4項に示された注記の開示目的に合致しているということ、第二に、国際的な会計基準に基づく財務諸表における残存履行義務の注記においては、実務において様々な記載がなされていることから、企業の事業および契約内容により適切であると考えられる注記の方法は様々であり、財務諸表作成者に必ずしも過度の負担を求めるものではないこと、第三に、収益の認識に関する注記の開示目的に照らして企業に開示の要否を判断することを要求しているため、企業の事業において、残存履行義務の注記が企業の将来の収益の金額および時期の評価に重要な影響を及ぼすと考えられる契約について注記することになることなどである¹⁸。

また、会計基準改正案第80-22項（1）において、「履行義務が、当初の予想期間が1年以内の契約である場合には注記を記載しないことができる」とする実務上の便法については、規定した理由が次のように示されている。第一に、

残存履行義務の注記は、契約が長期である場合に決定的に重要であるとの意見が多く寄せられたこと、第二に、長期の請負契約を有している企業を評価するにあたっては1年以内の契約も含めて注記することが有用ではあるものの、契約履行義務の注記について実務的な負担を懸念した意見が寄せられている中で、国際的な基準以上に厳しい定めを設けることは困難であること、第三に、便法を適用した場合、注記情報の有用性は多少下がるとしても、長期の契約について重要な情報となり得るとする財務諸表利用者の要望には適うということ、第四に、実務上の便法は任意であり、注記の目的に照らしてあくまでも判断がされることになることである¹⁹。

ASBJでの議論においては、残存履行義務の注記を、継続的に長期の請負契約を締結している場合に求め、収益の分解情報を区分する単位で判断する事務局案が示され、それに対し専門委員からは、「長期の請負契約に限らないのでは」との意見が聞かれたとある²⁰。

残存履行義務の注記に関しては、改正企業会計基準第29号において、長期の請負契約のみに限定されることなく、基本的には会計基準改正案の規定がそのまま維持されている。そのうえで、改正企業会計基準第29号第205項として「残存履行義務の注記は、長期の契約を有している事業を有する企業を評価するにあたって重要な情報である。しかし、企業は複数の事業を営んでいる場合があり、事業により日常的に長期の契約を締結している場合もあれば、そうでない場合もある。したがって、第80-4項の開示目的に照らして第80-21項の注記に含めるか否かを決定するにあたっては、第80-10項における収益の分解情報を区分する単位（分解区分）ごと（複数の分解区分を用いている場合には分解区分の組み合わせ）又はセグメントごとに判断することも考えられる。なお、特定の分解区分（特定の分解区分の組み合わせ）又は特定のセグメントに関する残存履行義務についてのみ第80-21項の注記に含めることとした場合には、第80-21項の注記に含めた分解区分等を注記することが考えられる。」という文章を追加している。これについては、残存履行義務の注記を要する理由および実務における対応を考慮して、開示目的に照らして重要性を判断する際の考え方を説明するものであるとしている²¹。

残存履行義務の注記は、あくまでも将来予測の情報であるため、従来の注記の観点からは開示は適切でないようにも思われる。また、どこまで正確に見積もることが可能であるのか、また、連結ベースで受注残高をどのように集計するのか（つまりシステムの構築が必要となる）という指摘もあり、上述したコメントが指摘している点は重要であると思われる。しかしながら、ASBJ の話し合いにおいては、残存履行義務の注記に含めるか否か判断する単位の考え方について、「実務の面で柔軟に対応できるようになると考えられるので作成者としては支持できる修正である。また、IFRS15 との整合性も確保されている。」と上記の修正に対する意見が聞かれたことも示されており²²、実務において柔軟な対応ができるようにさらに修正を加えることで、財務諸表作成者の一定の支持を得られたことは大きいのではないだろうか。

いずれにせよ、どのような情報にもとづいて見積られた値であるのか、企業側は明らかにできるようにしておく必要もあるものと思われる。また、財務諸表利用者としては、当該情報が翌期以降の収益およびキャッシュ・フローの額の一部である可能性があることも念頭に置く必要があるだろう。ただ、少なくとも工事契約や受注製造に係る契約だけでなく、サービス提供契約などに係る未充足の履行義務に関しても情報を提供することによって、残存する履行義務が収益に振り替えられるタイミングに関する情報が提供されることになり、収益認識に関して定型的で形式的だった開示は変わることになるであろうし、財務諸表利用者に対して将来の見通しを示すことができるという点において、企業側にとってもメリットのある開示になりうるのではないだろうか。

なお、本稿の直接的な論点ではないが、会計基準改正案では、残存履行義務の注記において実務上の便法を用いた場合の注記について、Topic606 に基づく実務上の便法を追加したことに伴い、IFRS15 の注記の定めを追加して、Topic606 に基づく注記が求められていたこの点に関して、改正企業会計基準第29号においては、Topic606 に基づく注記の定めは、Topic606 に基づいて追加した実務上の便法を適用した場合のみ要求されるように修正されている²³。

5. むすび

本稿では、企業会計基準公開草案第 66 号に対して寄せられたコメントで取り上げられた点について、ASBJ での議論の状況、IFRS15などを参照して考察したうえで、最終的な基準がどのような規定となったのか確認した。参照したコメントは、“開示”に関するコメントであることもあり、細かな点も含め、公開草案が実際に運用されるうえで指針となりうるのかという視点も多く含まれており、そうしたコメントをもとに考察を行うことは有用であったと思われる。新たに導入された契約資産・契約負債の開示については、企業が開示を行ううえでは必ずしも明確にする必要はないものの、これらの概念を真に定着させるためには、今後、その性質を明らかにするための議論も必要となるのではないだろうか。また、残存履行義務の開示については、実務（監査を含め）における当該情報の検証性などについて議論が進んでいくものと思われる。いずれの情報も、財務諸表利用者が将来の収益を見通すための大きな一助となり得るものと思われる。また、いずれに関しても、公開草案に寄せられたコメントをもとに対応が図られており、実務での運用においても指針としての役割を果たすことができる柔軟で強固な基準が作成されたといえるのではないだろうか。

* 本稿は 2020 年 4 月に投稿し、新型コロナウイルスの影響で第 55 巻第 1・2・3 号合併号に掲載となった。

注

- 1 企業会計基準適用指針公開草案第 66 号「収益の認識に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、適用指針改正案とする）。
- 2 企業会計基準公開草案第 66 号「収益認識に関する会計基準（案）」（以下、会計基準改正案とする）。
- 3 IFRS15 の設例 39 をもとにした設例となっている。
- 4 ASBJ2019b, 第 10 項。
- 5 ASBJ2019b, 第 12 項。
- 6 会計基準改正案第 79 項は、契約資産、契約負債または顧客との契約から生じた債

権を、企業の実態に応じて、適切な科目をもって貸借対照表に表示することとしている。契約資産の例示としては、契約資産と工事未収入金等が示されている。また、契約負債の例示としては、契約負債、前受金等が示されている。そして、顧客との契約から生じた債権については、売掛金、営業債権等が示されている。

- 7 ASBJ2019b, 第 11 項。
- 8 ASBJ2020b, 第 79 項。
- 9 ASBJ2020e, 2 頁; ASBJ2020b, 第 79 項。
- 10 以下、改正時価開示適用指針案とする。
- 11 IAS32 号第 11 項における「金融商品」の定義は、IAS 第 32 号、IAS 第 39 号、IFRS 第 9 号および IFRS 第 7 号との間で共通した定義となっている。
 - (a) 現金
 - (b) 他の企業の資本性金融商品
 - (c) 他の企業から現金またはその他の金融資産を受け取る契約上の権利
 - (d) 金融資産または金融負債を潜在的に有利な条件で他の企業と交換することができる権利
 - (e) 企業自身の資本性金融商品で決済される可能性のある契約のうち、変動量の自社の資本性金融商品を受領する非デリバティブ契約、または、固定額の金融資産と固定数の自己の資本性金融商品とを交換するもの以外のデリバティブ契約 (IAS32.11)

なお、金融商品を受け取るか、引き渡すか、または交換するかという契約上の権利または義務は、それ自体が金融商品である。契約上の権利または義務の連鎖は、最終的に現金の授受または資本性金融商品の取得もしくは発行につながる場合には、金融商品の定義を満たすとされている (IAS32.AG7)。
- 12 ASBJ2020b, 第 150-3 項。
- 13 ASBJ2020e, 5 頁; ASBJ2020d, 第 20-2 項。
- 14 ASBJ2020e, 5 頁; ASBJ2020d, 第 4 項 (1)。
- 15 ASBJ2020e, 6 頁; ASBJ2020b, 第 77,150-3 項。
- 16 2011 年に公表された IFRS15 の公開草案に対するコメント。
- 17 残存履行義務に配分した取引価格の開示情報。
- 18 ASBJ2019b, 第 191,192 項。
- 19 ASBJ2019b, 第 193,194,195,196 項。
- 20 情報フラッシュの第 1572 号, 4 頁を参照。
- 21 ASBJ2020e, 3 頁; ASBJ2020b, 第 205 項。
- 22 ASBJ2020f, 2 頁。
- 23 ASBJ2020e, 4 頁; ASBJ2020b, 第 80-24,204 項。

参考文献

- あずさ監査法人 (2017) 『詳細解説 IFRS 開示ガイドブック』中央経済社。
- あずさ監査法人 (2019) 『図解 収益認識基準のしくみ』中央経済社。
- あずさ監査法人 (2020) 『詳解 IFRS の基盤となる概念フレームワーク』中央経済社。
- 小野行雄・橋本尚 (2018) 「対談 収益の認識一何が変わって、何が変わらないのか」『青山アカウンティング・レビュー』(青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科) 第 8 号, 6-26 頁。

- 加藤圭介（2020）「改正収益認識会計基準公開草案の実務上の論点」『旬刊経理情報』1566号，45-50頁。
- 川西安喜・島田諤子（2020）「収益認識の開示（表示及び注記事項）に関する公開草案の概要」『会計・監査ジャーナル』第32巻第1号，58-64頁。
- 企業会計基準委員会（ASBJ）（2019a）企業会計基準公開草案第66号「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表（2019年10月30日）。
- （2019b）企業会計基準公開草案第66号「収益認識に関する会計基準（案）」（2019年10月30日）。
- （2019c）企業会計基準適用指針公開草案第66号「収益認識に関する会計基準の適用指針（案）」（2019年10月30日）。
- （2019d）企業会計基準適用指針公開草案第68号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（案）」（2019年10月30日）。
- （2020a）改正企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」等の公表（2020年3月31日）。
- （2020b）企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日）。
- （2020c）企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（2020年3月31日）。
- （2020d）企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2020年3月31日）。
- 経団連経済基盤本部（2020）『企業会計基準公開草案第66号（企業会計基準第29号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」へのコメント』（2020年1月10日）。
- 斎藤静樹（2019）『会計基準の研究（新訂版）』中央経済社。
- 新日本有限責任監査法人（2018）『何が変わる？ 収益認識の実務～影響と対応』中央経済社。
- 橋本尚・山田善隆（2018）『IFRS会計学基本テキスト（第6版）』中央経済社。
- 日本公認会計士協会（2019）『企業会計基準公開草案第66号（企業会計基準第29号の改正案）「収益認識に関する会計基準（案）」等に対する意見』（2019年12月12日）。
- 有限責任監査法人トーマツテクニカルセンター（2020）『企業会計基準公開草案第66号「収益認識に関する会計基準（案）」等に対する意見』（2020年1月10日）。
- PwCあらた有限責任監査法人（2019）『IFRS「金融商品の分類・測定」プラクティス・ガイド』中央経済社。
- IASB（2014）IFRS No.15 *Revenue from Contracts with Customers*.（IFRS財団編 企業会計基準委員会・公益財団法人財務会計基準機構監訳（2018）『IFRS基準2018』，中央経済社。）

資料

- 企業会計基準委員会（ASBJ）（2020e）審議(1)-5 公開草案を再度公表する必要性の有無に関する検討（2020年3月27日）。
- （2020f）審議(1)-6 第106回収益認識専門委員会及び第427回企業会計基準委員会で聞かれた意見（2020年3月27日）。
- （2020g）審議(1)-7 第107回収益認識専門委員会で聞かれた意見（2020年3月27日）。
- 『旬刊経理情報』（2020）第1572号，情報フラッシュ。